



目 次

1 難病に関する相談や情報が知りたいときには

- (1) 姫路市保健所、各保健センター、各保健福祉サービスセンター..... 1
- (2) 難病相談、難病患者・家族のつとめ..... 2
- (3) 兵庫県難病相談センター..... 4
- (4) 難病情報センター..... 4
- (5) 小児慢性特定疾病情報センター..... 4

2 日常生活でお困りのときには

- (1) 介護サービス..... 5
- (2) 小児慢性特定疾病福祉サービス..... 5
- (3) 障害福祉サービス等..... 6
- (4) 経済的な助成制度..... 11
- (5) 訪問歯科診療・障害者(児)歯科診療..... 13
- (6) 就労の相談..... 15
- (7) 就学前から学齢期の相談..... 16

3 災害への備えについて 18

- (1) ご存知ですか？ 非常用電源装置の給付のご案内..... 19
- (2) 災害時要援護者台帳..... 22
- (3) 福祉避難所 23
- (4) 災害対策マニュアルの作成 23

【巻末】保健所等の所在地・アクセスマップ



姫路市保健所 予防課

電話 079-289-1635

FAX 079-289-0210

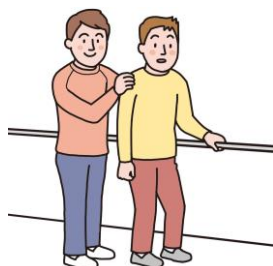
1 難病に関する相談や情報が知りたいときには

(1) 姫路市保健所、各保健センター（分室含む）、 各保健福祉サービスセンター

姫路市では、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が、健康についての相談に応じています。必要であれば、専門の相談機関をご案内します。お気軽にご相談ください。

日常生活はどうしたらいいの？

病気に関する悩み事、家庭での療養方法、介護方法、福祉制度の利用など療養生活でお困りの方を対象に保健師等が相談に応じています。



食事のことで困っていませんか？

食事制限が必要な方、嚥下が困難な方など食生活でお困りの方は、管理栄養士が相談に応じています。



歯や口のことで気になることはありませんか？

口臭や口の渇き、歯や義歯の手入れ、むせや飲み込みなど、歯科衛生士がお口の中の相談に応じています。

（保健所等のお問い合わせ先、所在地は23・24ページをご覧ください）

(2) 難病相談、難病患者・家族のつどい



- ①難病相談・・・相談内容に応じて保健師・各患者会の代表者等が対応します。
随時受け付けています。

②疾患別交流会

団体名	対象者
タンポポ	血液疾患の方及び家族の方
心臓病の子どもを守る会	心臓病のお子さまをお持ちの方
すみれの会	小児糖尿病のお子さまをお持ちの方
しらさぎアイアイ会	網膜色素変性症の方及び家族の方
リウマチ友の会	リウマチの方及び家族の方
側弯症患者の会（ほねっと）	側弯症の方及び家族の方

③姫路市難病団体連絡協議会

団体名	代表者名	連絡先
すみれの会（小児糖尿病）	小田 紀美恵	079-224-6521
あじさいの会（稀少難病患者・家族の会）	熊谷 博臣	06-6423-0538
パーキンソン病友の会・兵庫県支部 姫路ブロック	長谷川 雅規	090-7114-7045
	花澤 一子	079-427-2086
NPO 法人兵庫県腎友会西播ブロック	金田 美穂	078-371-4382
タンポポ（血液疾患）	清水 多美子	079-296-2376
	志方 早苗	079-235-7925
公益社団法人 日本リウマチ友の会 兵庫支部	熊倉 朝美	090-3160-1378
	須方 千里	079-292-9311
全国心臓病の子どもを守る会・兵庫県支部	梅谷 久子	079-235-5401
全国膠原病友の会	西口 英二	078-904-1547
姫路 IBD（炎症性腸疾患・クローン病）	柳井 勅雄	090-9995-7804
しらさぎアイアイ会 （網膜色素変性症の会）	中尾 郁子	090-6667-3426
	仲住 百合子	080-1465-1059
側弯症患者の会（ほねっと）	梅谷 久子	079-235-5401
肝炎友の会・兵庫支部	山本 宗男	079-423-5114
腎炎・ネフローゼ児を守る会	米田 寛子	078-791-9077

（お問い合わせ先）

姫路市 保健所予防課（難病担当）

電話 079-289-1635

1人で悩まないで…

“難病”に関するご相談を受け付けています

ひめじしなんびょうだんたいいれんらくきょうぎかい
私たち「姫路市難病団体連絡協議会（通称；ひめなんれん）」は、
姫路市保健所のご協力のもと、難病に関するさまざまな活動を行っています。

●難病相談（相談無料）

「医療費の助成は？」「専門医療機関の情報がほしい」「同じ病気の人と話がしたい」…etc.
相談内容に応じて 保健師、各患者会の代表者等が対応します。

随時受け付けています。お気軽に下記「ひめなんれん連絡窓口」へお電話ください。

●医療相談会 など …どなたでも参加いただけます。（相談無料）

年に一度、専門医を招いての相談会、難病患者さんの暮らしに関すること等の
講演会・学習会を行っています。

所属団体

- ☆あじさいの会（稀少難病患者・家族の会）
- ☆肝炎友の会
- ☆しらさぎアイアイ会（網膜色素変性症の会）
- ☆腎友会（人工透析患者と家族の会）
- ☆腎炎・ネフローゼ児を守る会
- ☆すみれの会（小児糖尿病）
- ☆側弯症患者の会（ほねっと）

- ☆全国膠原病友の会
- ☆全国心臓病の子どもを守る会
- ☆全国パーキンソン病友の会
- ☆タンポポ（血液疾患）
- ☆日本リウマチ友の会
- ☆姫路IBD（潰瘍性大腸炎・クローン病）

☆この他にも加入いただける
難病患者団体を募集中です！

～ブログで活動を紹介しています～
「ひめなんれん」で検索を！

お問い合わせは…（ひめなんれん）
姫路市難病団体連絡協議会

※連絡窓口；姫路市保健所 予防課

TEL **079-289-1635**

FAX **079-289-0210**

(3) 兵庫県難病相談センター



難病患者の方やそのご家族の方々が住みなれた地域で安定した療養生活を送っていただけるように、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図りながら支援を行っています。

- ① 相談・・・面接、電話等で、医師、保健師、医療ソーシャルワーカーによる相談。
- ② 情報提供・・・医療・保健・福祉の情報収集、提供。
患者や家族、関係者等を対象とした難病教室を開催。

相談時間：月曜日から金曜日（9時00分～16時30分）

医療相談は要予約

*詳細は、ホームページをご覧ください。（こちらから→）



（お問い合わせ先）

兵庫県難病相談センター 電話 06-6480-7730（直通）

〒660-8550 尼崎市東難波町二丁目 17 番 77 号

兵庫県立尼崎総合医療センター 1 階

(4) 難病情報センター

難病についての最新情報や各相談窓口の連絡先をインターネットで閲覧することができます。病気の知識や治療、日常生活にお役立てください。

<掲載内容>

- 国の難病対策 ●病気の解説・診断基準等 ●各種制度・サービス概要
- 指定医療機関・指定医 ●難治性疾患研究情報 ●患者会情報等

*詳細は、ホームページをご覧ください。（こちらから→）



(5) 小児慢性特定疾病情報センター

小児慢性特定疾病についての最新情報や各相談窓口の連絡先をインターネットで閲覧することができます。病気の知識や治療、日常生活にお役立てください。

<掲載内容>

- 医療費助成制度の概要 ●小児慢性特定疾病の概要・診断基準
- 各種制度・サービス概要 ●患者団体（親の会）情報等

*詳細は、ホームページをご覧ください。（こちらから→）



2 日常生活でお困りの時には

(1) 介護サービス



難病患者さんで介護保険の対象となる方（65 歳以上の方、および 40 歳以上 65 歳未満の方で国の定める疾病※の方）は、状態により訪問介護、訪問看護、短期入所、車いす・ベッド等のレンタル、住宅改修などの介護サービスを利用できる場合があります。

※国の定める疾病……関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、進行性核上性麻痺、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症、大脳皮質基底核変性症など（申請・お問い合わせ先）

・姫路市役所 介護保険課 電話 079-221-2449

(2) 小児慢性特定疾病福祉サービス

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方とご家族が安心して地域で療養生活をおくれるよう、下記のサービスを提供します。ただし、所得に応じて一部自己負担があります。対象要件等、詳細は、担当課へお問い合わせください。

一時入院 支援事業	保護者の方がお世話することが一時的に困難になった場合に、医療機関において一時入院が利用できます。 対象：ご家族等からお世話を受けることが一時的に困難で、医療ケアが必要なため医療機関での一時的な預かりが必要な児童等 内容：医療機関にて、必要な療養上の看護、日常生活の世話などを行います。年間 14 日以内。
療養生活 支援事業	保護者の方がお世話することが一時的に困難になった場合に、ご自宅において、訪問看護師による必要な療養上の看護や日常生活の世話、その他必要な支援が利用できます。 対象：ご家族等からお世話を受けることが一時的に困難で、医療ケアが必要なため訪問看護を現に利用している、又は訪問看護の利用が必要な児童等 内容：ご自宅にて、訪問看護師が必要な療養上の看護、日常生活の世話などを行います。年間 98 時間以内で、1 回あたり 7 時間以内。
日常生活 用具給付 事業	対象となる身体要件に該当する方は、下記の日常生活用具の給付が受けられます。ただし、他の制度が利用できる場合は対象外となります。 ・便器 ・特殊尿器 ・特殊便器 ・歩行支援用具 ・入浴補助用具 ・特殊寝台 ・特殊マット ・体位変換器 ・車いす ・頭部保護帽 ・電気式たん吸引器 ・クールベスト ・紫外線カットクリーム ・吸入器 ・パルスオキシメーター ・ストーマ装具（蓄尿袋、蓄便袋） ・人工鼻

（申請・お問い合わせ先）

姫路市 保健所予防課

電話 079-289-1635

(3) 障害福祉サービス等

この項目に記載されている障害福祉サービスは、姫路市障害福祉課が作成している「障害者福祉のしおり」からの抜粋です。

※各サービスを利用するには、対象要件・所得要件等がある場合や、診断書等による審査が必要な場合があります。
詳しくは、担当課にお問い合わせください。

① 身体障害者手帳

難病や小児慢性特定疾病のある方のうち、次の障害があり、基準に該当する方は、申請により身体障害者手帳が交付されます。手帳の等級は障害の状態により1～6級があります。また、申請には指定医の診断書が必要です。

手帳を取得することにより、各種福祉サービスのほか、医療費の助成や手当の支給等を受けることができます。(障害の状態により異なります。)

<障害の種類及び等級>

- 視覚障害・・・1～6級
- 聴覚障害・・・2～4級・6級
- 平衡機能障害・・・3級・5級
- 音声言語・そしゃく機能の障害・・・3級・4級
- 肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能障害等）・・・1～6級
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の機能障害・・・1級・3級・4級
- 肝臓機能障害・・・1～4級
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・・・1～4級

(申請・お問い合わせ先)

姫路市役所 障害福祉課 (給付担当)

電話 079-221-2305

*詳細は、ホームページをご覧ください。(こちらから→)



② 障害福祉サービス等

障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病等※）にかかわらず、障害のある方が安心して地域で自立した生活を送れるよう、「障害者総合支援法」により必要と認められたサービス等が利用できます。

※難病等……障害者総合支援法の対象となる疾病（376 種類）がある方は、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた障害福祉サービス等が利用できます。

対象疾病や手続き等、詳細は当課へお問い合わせください。

介護給付	日常生活を営む上で、介護の必要な方に支援を提供します。 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・施設入所支援
訓練等給付	障害者の適性に応じた明確な目的の達成のために、自立した生活を営むための訓練、就労に向けた訓練や機会の提供等の支援を行います。 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・就労定着支援 ・共同生活援助 ・自立生活援助
地域相談支援給付	地域生活準備における外出への同行支援、入居支援等を行います。 ・地域移行支援 ・地域定着支援
計画相談支援給付	サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の作成、サービス等事業者との連絡調整等、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）等を行います。 ・計画相談支援 ・児童相談支援
児童通所支援	支援の必要な児童につき、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。 ・児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
地域生活支援事業	市が地域の実情に応じて障害者等の自立支援のために行う事業です。 ・相談支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具費給付事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・社会参加支援事業 ・日常生活支援事業（福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業） ・就業、就労支援事業
自立支援医療	身体障害者（児）や精神疾患で通院されている方に対して、申請により必要と認められた場合は下記の制度があります。 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療
補装具	（次ページを参照ください）

（申請・お問い合わせ先）

姫路市役所 障害福祉課（給付担当） 電話 079-221-2305
（支援推進担当） 221-2309
（支援相談担当） 221-2457

③ 日常生活用具費・補装具費（難病患者等）

<日常生活用具費>

原則として在宅の重度身体障害者（児）・知的障害者（児）、難病患者等に日常生活上の便宜を図る用具で市長が定めるものの給付又は貸与にかかる費用を支給します。（事前に申請が必要です。また、例外として、入院・入所中であっても支給されるものがあります。）

●日常生活用具の例 ※障害内容にあった種目が支給対象となります。

介護・訓練支援用具（特殊寝台、移動用リフト等）、自立支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽等）、在宅療養等支援用具（ネブライザー、電気式たん吸引器等）等

*詳細は、ホームページをご覧ください。（こちらから→）



<補装具費（購入・借り受け・修理）>

身体障害者（児）、難病患者の失った機能などを補い、職業その他日常生活の能率の向上を援助するため、必要な補装具の購入や修理等にかかる費用を支給します。（事前に申請が必要です。）

●補装具の例 ※障害の部位により交付できる品目に制限があります。

義肢装具（義手、義足）、視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器、電動車いす等

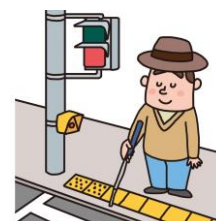
*詳細は、ホームページをご覧ください。（こちらから→）



※65歳以上の方又は介護保険制度が定める16疾病に該当する40歳以上65歳未満の方で介護保険貸与・支給対象種目については、介護保険課（電話 079-221-2449）が窓口です。

（申請・お問い合わせ先）

- ・姫路市役所 障害福祉課（給付担当）
電話 079-221-2305



④ 住宅改造費



障害者の方などが住み慣れた家で生活できるよう、身体状況に合わせて行う住宅改造費を助成します。（事前に申請が必要です。）

住宅改修の範囲	対象者	助成金額
対象世帯の既存住宅の居室、台所、浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段等の改造で、市長が助成対象者の日常生活を維持するために必要と認める範囲の工事	ア. 介護保険制度で要支援以上の認定を受けた方 イ. 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方 上記いずれかの該当者を含む世帯 ※所得制限あり	100 万円と対象経費の低い方から給付限度額を除いた額に助成率を掛けた額（助成率は世帯所得により異なる）

※介護保険制度又は日常生活用具費給付事業から住宅改修費の給付を受けられる場合は、その制度の利用が優先となります。

（申請・お問い合わせ先）

姫路市役所 障害福祉課（給付担当）
介護保険課（給付担当）

電話 079-221-2305
221-2449

⑤ ヘルプマーク・ヘルプカード

＜ヘルプマークとは＞

内部障害の方や難病の方など、外見から分からなくても、支援や配慮を必要としている方が身につけておくことで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

＜申請方法＞

「兵庫県ヘルプマーク交付申請書」に記入し、下記配布窓口にお申し込みください。申請書は下記窓口のほか、姫路市ホームページに掲載しています。

＜配布場所＞

障害福祉課、各保健センターや分室、各保健福祉サービスセンター、支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンター

（障害福祉課では郵送・FAX・メールでも受付し、ご自宅へ郵送します。）

*詳細は、ホームページをご覧ください。（こちらから→）



ヘルプマーク



ヘルプカード

あなたの支援が必要です。		姓 名		姓 月 日
ヘルプカード		氏 名		血液型（型）
兵庫県		状態・症状		
		緊急連絡先		氏 名（続柄：）
		電 話		
		支援を受けたいこと		

（申請・お問い合わせ先）

姫路市役所 障害福祉課（管理担当）

電話 079-221-2454

⑥ 兵庫ゆずりあい駐車場利用証

＜兵庫ゆずりあい駐車場とは＞

障害のある方などのための駐車スペースを
適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の
「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。



＜対象者＞

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な方

＜申請方法＞

歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口で申請してください。対象者によって申請窓口、確認書類が異なります。詳細はホームページをご覧ください。

交付対象者		確認書類
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者	特定医療費（指定難病）受給者証
	小児慢性特定疾病医療受給者	小児慢性特定疾病医療受給者証

＜申請窓口＞

対象者	窓口	電話番号
（ア）障害者	障害福祉課 （市役所本庁舎 1 階）	079-221-2454
（イ）高齢者等	介護保険課 （市役所本庁舎 2 階）	079-221-2447
（ウ）難病患者、妊産婦 傷病人	保健所 （1 階申請受付窓口） ※駐車場台数に制限あり	079-289-1641

※（ウ）については、障害福祉課（市役所 1 階）でも受付可能です。

（申請・お問い合わせ先）
姫路市役所 障害福祉課（管理担当）
電話 079-221-2454

(4) 経済的な助成制度



① 医療費等の助成制度

各種制度利用には、一定の要件があります。詳細は問い合わせ先にご確認ください。

制度名	対象者	内容	問い合わせ先
高額療養費制度	各医療保険加入者	所得により月の医療費の支払いに上限があり、それを超える負担がある場合は払い戻しまたは、限度額までの支払いとなります。	各医療保険者窓口 ・ 社会保険にご加入の方は、ご加入の保険者の窓口へ ・ 国民健康保険にご加入の方は、国民健康保険課へ (079-221-2341) ・ 後期高齢者医療制度にご加入の方は、高齢者医療保険課へ (079-221-2315)
特定医療費（指定難病）助成	対象となる指定難病で、病状の程度が認定基準を満たす方	認定を受けた疾病に関する医療または一部の介護サービスにおける自己負担額について、所得に応じて助成します。	姫路市保健所 予防課 079-289-1635
特定疾患治療研究事業	スモン・プリオン病	認定を受けた疾病に関する医療または一部の介護サービスにおける自己負担額について全額助成します。	
小児慢性特定疾病医療費助成	対象となる疾患で、病状の程度が認定基準を満たす18歳未満の方	医療費の自己負担額と入院時の食事代を助成します。	
県単独特定疾患医療費助成	突発性難聴・ネフローゼ症候群・悪性腎硬化症で認定基準を満たす方	入院医療費のみが対象となります。自己負担額は所得に応じて助成します。	

重度障害者医療・高齢重度障害者医療費の助成	医療保険に加入し、下記のいずれかの手帳を所持する方で所得要件を満たす方 ・身体障害者1・2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級	保険診療の自己負担分から、下記の一部負担金を控除した額を助成します。 （一部負担金） 外来：医療機関ごとに600円/日（月2回限度） 入院：医療機関ごとに月2,400円限度 ※低所得者軽減あり	姫路市役所福祉総務課 （福祉医療担当） 079-221-2307
-----------------------	---	--	--

②手当等の助成制度

各種制度利用には、一定の要件があります。詳細は問い合わせ先にご確認ください。

制度名	対象者	問い合わせ先
姫路市障害者福祉金	市内に引き続き1年以上住所を有する障害者（児） （所得制限あり） ・身体障害者手帳4級以上 ・療育手帳A・B1 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	姫路市役所 障害福祉課 （給付担当） 079-221-2305
重度障害者（児）介護手当	居宅で6か月以上常時臥床等の状態にあり、日常生活で常時介護を必要とする3歳以上65歳未満の方で身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定の方を現に介護しており、市長の認定を受けた方	
特別障害者手当	20歳以上で、政令で定める障害が2つ以上重なっている等、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害者、又はそれと同等の疾病・精神障害を有し、市長の認定を受けた方（所得制限あり）	
障害児福祉手当	20歳未満で、身体又は精神（知的）に最重度の障害がある児童（所得制限あり）	姫路市役所 こども支援課 079-221-2311
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神（知的）に重度障害又は中度障害のある児童を監護している方（所得制限あり）	
障害厚生年金・障害手当金	厚生年金に加入中に、初診日のある病気やけがで、政令に定める障害となった方（支給要件に該当する方のみ）	姫路年金事務所 079-224-6382
障害基礎年金	20歳前または国民年金に加入中の方、もしくは加入していた方が65歳前に初診日のある病気やけがで、政令に定める障害となった方（支給要件に該当する方のみ）	姫路年金事務所 079-224-6382
特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者（福祉的措置として創設された給付金制度。支給要件に該当する方のみ）	姫路市役所 国民年金窓口センター 079-221-2332

(5) 訪問歯科診療・障害者(児)歯科診療

① 訪問歯科診療

姫路市歯科医師会では、歯科医院への通院が困難な方に対して、姫路市歯科医師会の会員歯科医師が訪問して歯の治療を行う、訪問歯科診療事業を実施しています。

入れ歯の調子が悪い、歯が痛い、咬めないなど歯や口のトラブルに対応し、食生活の改善及び健康の維持、増進に役立てようとするものです。歯は健康の源です。楽しく、おいしく食べるためにもぜひご利用ください。

- ・ 対象者 歯科医院への通院が困難な方
(年齢制限はありません)
- ・ 内容 口腔全般についての相談と治療
(口腔衛生、摂食、嚥下についての
相談と指導、むし歯の処置、入れ歯
の作製、修理等を行ないます)



- ・ 申し込み方法 本人または家族、介護者が以下の方法で申し込んでください
(1) かかりつけの歯科医院へ直接相談あるいは申し込む 注)

(2) 姫路市歯科医師会口腔保健センター（歯科地域連携室）へ申し込む
電話079-288-5896、FAX079-289-0295

必要事項を聞き取り後、訪問手続きをし、歯科医がお宅に伺います。

注) かかりつけの歯科医院に訪問歯科診療を希望される方へのお知らせ

訪問歯科診療登録医に事前登録がない歯科医院でも、対応できる場合もあります。一度かかりつけの歯科医院にご相談ください。また、下記にご連絡いただければ、当該歯科医院が対応できるか確認することもできます。

- ・ 費用 往診診療を受けた場合は、健康保険診療の自己負担額をお支払いいただきます。交通費は、本人の負担になります。
- ・ 問い合わせ 姫路市歯科医師会口腔保健センター内 歯科地域連携室
電話079-288-5896

② 障害者（児）歯科診療

姫路市歯科医師会では、障害により一般の歯科医院では治療が困難な障害者（児）の歯科診療、相談等を行っています。

- 診察日時 毎週水曜日・木曜日
午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
- 診察場所 姫路市歯科医師会口腔保健センター
〒670-0955 姫路市安田三丁目 107 番地
姫路市歯科医師会館 1 階
電話 079-288-5896
- 診療受付 最初の診療受付は障害福祉課で行います。
電話 079-221-2305
申請のときは、障害者手帳と印鑑が必要です。

姫路市歯科医師会 : <http://www.himedent.org>



(6) 就労の相談

①職業自立センターひめじ

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。（※利用の際は事前連絡要）

（お問い合わせ先）

- ・職業自立センターひめじ（姫路市安田3丁目1番地 総合福祉会館3階）
電話 079-280-1990

②公共職業安定所（ハローワーク）

障害者支援の専門スタッフを配置し、障害の種別に関係なく、個々のニーズに対応した職業相談・職業紹介を行っています。

ハローワーク

・・・たとえばこんな疑問ありませんか・・・

- 病気を治療しながら働きたいが何から始めればよいですか？
- 難病であることを会社に伝えたほうがいいのか？
- 病気のことを会社に伝えたいが、どんなふうに伝えたらいいですか？
- 難病患者の就労を支援する制度はあるの？
- 他の難病の方はどんな働き方をしているの？どんな仕事についているの？



難病相談センターと連携しながら、病状の特性を踏まえた就労支援や在職中の方が安心して働き続けられるように支援します。

※具体的には・・・

- ☆ 病状、通院状況に配慮した働き方を一緒に探します。
- ☆ 病状を整理し、病気の伝え方を一緒に考えます。
- ☆ 難病患者専用の求人はありませんが、一般求人や障害者用求人から探していきます。
- ☆ ご希望があれば面接に同行し、事業所に病気のことや、配慮いただくこと（通院や体調管理など）を説明します。
- ☆ 就職した方が安心して長く働けるようにサポートします。



（相談の予約・お問い合わせ先）

- ・ハローワーク姫路 専門援助部門（姫路市北条250）

電話 079-222-4435（平日午前8時30分～午後5時15分）

※難病患者就職サポーターによる相談（予約制）・・・第2、第4火曜日

午前10時～午後4時

※手話協力員・・・毎週木曜日午後1時～午後2時30分

(7) 就学前から学齢期の相談

①就学前の子どもの発達に関する相談

子どもの発達に関する困りごとや心配ごとの整理を行い、子どもの様子や保護者の希望などの状況に応じて、必要な支援を行います。来所による相談（事前予約が必要）または電話による相談が可能です。

（お問い合わせ先）

- ・はぐくみ相談室（姫路市日出町三丁目3番地 こどもの未来健康支援センター内）
電話 079-263-7070
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

②就学後の教育や子育ての悩みに関する相談

心理士免許等を持った相談員が相談にお応えいたします。電話相談、来所相談および訪問相談を実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

状況に応じて、関係課と対応策を検討していく場合もあります。

（お問い合わせ先）

- ・総合教育センター 育成支援課（姫路市北条口三丁目29番）
電話 079-224-5843
- ・フリーダイヤルによる相談（姫路っ子悩み相談）
電話 0120-7830-28
携帯電話からは 079-224-5362

いずれも
月～金曜日は9時～16時
第2、第4金曜日は9時～20時
第1、第3土曜日は9時～16時

③育児やしつけなど子供に関する家庭内のさまざまな問題についての相談

子どもの育児やしつけ等子育て家庭のさまざまな相談に専門的知識を持った職員が相談に応じます。一人で抱え込まないで、下記までご相談ください。

（お問い合わせ先）

- ・子育て支援室（姫路市安田三丁目1番地 総合福祉会館）
電話 079-221-2066
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:35～17:20
＊令和7年7月1日から9:00～17:00に変更となります。

④医療的ケア児の保育所・こども園・幼稚園に関する相談

医療的ケアの必要な子どもに対して、保育所・こども園・幼稚園において日常生活を営むために必要な医療的ケアを提供するとともに、心身の状況に応じた適切な教育・保育が受けられるように取り組んでいます。

就学前の難病疾患があるお子さんについて、「保育所・こども園・幼稚園のことを知りたい・考えたい」、「子ども同士で触れ合える場が欲しい」などをお考えの時は、お気軽にご相談ください。

(お問い合わせ先)

▶医療的ケア児の保育所・こども園に関する相談は

・姫路市役所 こども保育課

電話 079-221-2840

▶医療的ケア児の幼稚園に関する相談は

・総合教育センター 育成支援課

電話 079-224-5845

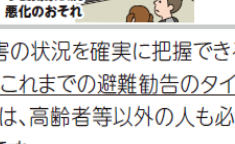
電話 079-224-5845



3 災害への備えについて

避難に関する情報についてご存知ですか？

災害対策は、平常時からの防災意識、備えが大切です。家族で、どのタイミングで避難を行うか、災害を想定した避難行動について、事前に話し合っておきましょう。また、被災してから慌てないように、必要物品を準備しておき、定期的にチェックしましょう。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	せんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示※2</b>	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難※3</b>	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で**  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、**  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
**危険な場所から避難**  
しましょう。

## 災害等による停電時の備えとして、

### 非常用電源装置の給付を行います

日本各地でさまざまな自然災害が発生し、私たちにいつ起きてもおかしくない状況になっています。災害にはさまざまな種類がありますが、特に大規模な「地震」や「台風」が発生すると、停電も起こりやすくなり、復旧までかなりの時間を要する場合があります。

災害時も慌てず対応できるよう、在宅で人工呼吸器等電気式の医療機器を使用している方に対し、非常用電源装置購入に係る費用の一部を助成します。

しっかり準備しておきましょう。

#### 【対象者】

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方  
又は難病患者（総合支援法対象疾病に限る）
- ②在宅で人工呼吸器の装着が必要と認められる方
- ①②どちらも該当する方

#### 【助成対象用品】

- ・正弦波インバーター発電機
- ・ポータブル電源（蓄電池）

（申請・お問い合わせ先）

姫路市役所 障害福祉課（給付担当） 電話 079-221-2305



#### 【対象者】

- ①申請時点で指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証を所持している方
- ②在宅で人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器を常時使用している方
- ①②どちらも該当する方（障害福祉課での給付対象者は除きます）

#### ◆常時の使用とは…

人工呼吸器	使用頻度：1日12時間以上	} 1日の半分以上
酸素濃縮器	1日12時間以上	
たん吸引器	1日に8回以上	

#### 【助成対象用品】

- ・正弦波インバーター発電機
- ・ポータブル電源（蓄電池）
- ・カーインバーター

（申請・お問い合わせ先）

姫路市保健所予防課（難病担当）

電話 079-289-1635



## 災害時は自ら情報収集をしましょう。

台風が近づいている時や、ゲリラ豪雨、竜巻など何かおかしいなと思った時には、自ら情報収集をしましょう。姫路市からの緊急情報は、防災行政無線をはじめ、防災アプリ「全国避難所ガイド」や登録制メール「ひめじ防災ネット」、市公式 LINE など配信します。

### 「全国避難所ガイド」

スマートフォン用アプリで、避難場所・避難所を検索する機能や、避難情報、気象情報などをプッシュ通知で受信できる機能などがあります。また、防災行政無線の放送内容がスマートフォンから文字や音声で確認できます。

全国避難所ガイド  
(Google Play)



全国避難所ガイド  
(App Store)



### 「防災情報の電話・ファクス配信サービス」

聴覚や視覚に障害のある方などを対象に、防災行政無線の放送内容が、ご登録いただいた固定電話やファクスに配信されるサービスです。ご登録を希望される方は、市ホームページより登録書を取り出して、ご提出いただくか、危機管理室までお問い合わせください。

電話 079-223-9601 FAX 079-223-9541

防災情報の電話・ファクス  
配信サービス  
(市ホームページ)



### 「ひめじ防災ネット」

事前にメールアドレスを登録していただくことにより、気象警報、避難情報などをメールで受け取れます。「himeji@bosai.net」のメールアドレス宛てに、空メールを送信し、登録してください。市公式 LINE でもメールで配信される情報と同じ情報を受け取ることができます。

市公式 LINE

▼友だち追加はこちら▼



## 災害時の準備は万全ですか？

### ☐ ご自宅周辺のハザードマップを確認しておきましょう

お住いの周辺地域では、どのような災害が想定されているか知っておきましょう。

#### ●姫路市 Web マップ



#### ●兵庫県 CG ハザードマップ



### ☐ 命のパスポートを作成してみましょう。

災害から命を守るために、どのように行動するのかを具体的に考え、避難経路や避難先を検討しておきましょう。

命のパスポート  
(市ホームページ)



□ 必要物品は準備していますか

(下記は一例です。ご自分の生活にあったものを準備しましょう)

- |                  |          |            |             |
|------------------|----------|------------|-------------|
| ・携帯用ラジオ          | ・懐中電灯    | ・電池        | ・携帯電話充電器    |
| ・モバイルバッテリー       |          | ・ろうそく      | ・ライター       |
| ・マスク             | ・消毒液     | ・軍手        | ・ヘルメット      |
| ・スリッパ            | ・衣類/下着   | ・眼鏡        | ・救急用品       |
| ・常備薬             | ・お薬手帳    | ・体温計       | ・貴重品(現金/通帳) |
| ・笛(周囲に居場所を伝えるため) | ・ビニール袋   | ・ゴミ袋       |             |
| ・携帯用トイレ          | ・ティッシュ   | ・新聞紙       | ・非常食        |
| ・飲料水             | ・割りばし    | ・紙コップ      | ・毛布         |
| ・保温用アルミシート       | ・使い捨てカイロ | ・雨カッパ      |             |
| ・保険証             | ・受給者証等   | ・家族等連絡先リスト |             |
| ・その他(            |          |            | )           |

□ 常備薬の確認、医療機関との連絡方法の確認はしていますか

□ 使用している医療機器の会社等への連絡はできますか

□ 家族や協力者との連絡方法を確認しておきましょう

□ 時間帯別に誰とどのように避難するかを決めておきましょう

日中(誰と	) (どのように	)
夜間(誰と	) (どのように	)

□ 家族と離れた時の連絡方法をご存知ですか

※災害用伝言ダイヤル「171」

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報(伝言)を音声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することができるサービス。

録音する場合 : 「171」⇒伝言録音「1」⇒「電話番号」  
再生する場合 : 「171」⇒伝言再生「2」⇒「電話番号」  
(固定電話の場合、市外局番からダイヤル)

※災害用伝言板(web171)

パソコンやスマートフォン等から固定電話や携帯電話・PHSの電話番号を入力して安否情報(伝言)の登録、確認を行うことができるサービス。

1. 災害用伝言板(web171) <https://www.web171.jp/>へアクセスします。
2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力します。
3. 伝言を登録・確認することができます。  
(事前に設定することで閲覧者を限定することもできます。)

## (1) ご存知ですか？災害時要援護者台帳

### 災害時に自力で避難が困難な方へ ～災害時要援護者台帳への登録を～

これまでの教訓から、災害が発生した時には消防などの防災機関がすぐに救助に行けない場合が考えられます。特に、自力で安全な場所への避難が困難な方は、避難が遅れ孤立してしまうおそれがあります。そこで、「災害時要援護者台帳」に登録していただき、市と地域で情報を共有することで、災害時に備えましょう。



※詳細は、ホームページをご覧ください（こちらから）→



#### ①対象となる方

災害時に、家族等の支援だけでは避難ができない、または、家族等の支援を受けられない在宅の方で、住所、氏名、本人の状況、緊急連絡先等の情報を自主防災会などに提供することを同意される以下の方です。（施設・病院などに長期入所・入院されている方は対象になりません。）

##### ☆避難に際して支援が必要な以下の方

- ① 高齢者（一人暮らし、高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症など）
- ② 障害のある人（身体障害、知的障害、精神障害など）
- ③ その他（難病の人、妊婦、日本語に不慣れな外国の人など）

#### ②登録を希望される場合

お住まいの地域の自主防災会長（自治会長）または民生委員・児童委員

※すでに登録されている方は、連絡の必要はありません。

#### ☆お願い

この制度は、日頃からの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。登録されていても、災害時には避難支援等関係者なども自身の安全の確保が必要なことから、支援を受けられない場合があることをご理解ください。

支援を希望される方ご自身も、常に“自分の身は自分で守る”という意識を持って、普段からできる限りの備えを行い、積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけてください。

（お問い合わせ先）

・姫路市役所 地域福祉課

電話 079-221-2455 FAX 079-221-2489



## (2) 福祉避難所

### ① 福祉避難所とは

福祉避難所は、災害時において指定避難所での避難生活が長期化する恐れがあるときに開設される「二次的避難所」です。

### ② 福祉避難所の受入対象者

指定避難所等での生活が困難な災害時要援護者で、医療機関や入所施設への入院、入所に至らない人。(福祉避難所への受入れが必要かどうかは、指定避難所等を巡回する保健師等が判断します。)

### ③ 注意事項

- ・災害が発生した場合は、まず指定避難所(学校、公民館等)等に避難してください。  
直接、福祉避難所に避難することはできません。
- ・福祉避難所は、指定避難所(学校、公民館等)と異なり、受入スペースや人員などの体制が整い次第開設するもので、災害発生直後から避難者を受け入れるものではありません。

## (3) 災害対応マニュアルの作成

在宅で人工呼吸器をご使用されている難病患者さん等に対して、災害対応マニュアルの作成のご支援をしています。災害への備えや、災害時の対応について、ご本人・ご家族及び関係者で相談して、個々の生活状況に合わせたマニュアルを作成しておき、ベッドサイド等に常備しておくものです。災害時は落ち着いて、マニュアルを確認しつつ、あらかじめ決めておいた対応をとりましょう。避難・入院時も必ずマニュアルを持参しましょう。

#### ☆マニュアルに記載される内容

- ・災害に備えて用意する物品一覧
- ・自宅付近のハザード情報
- ・発電機のある施設一覧
- ・もしもの時の連絡先
- ・地震や停電になったときの対処手順
- ・関係機関の連絡先一覧
- ・人工呼吸療法の詳細、接続部分や配置の写真 など



あなたの担当は

保健センター

分室

校区担当保健師

です

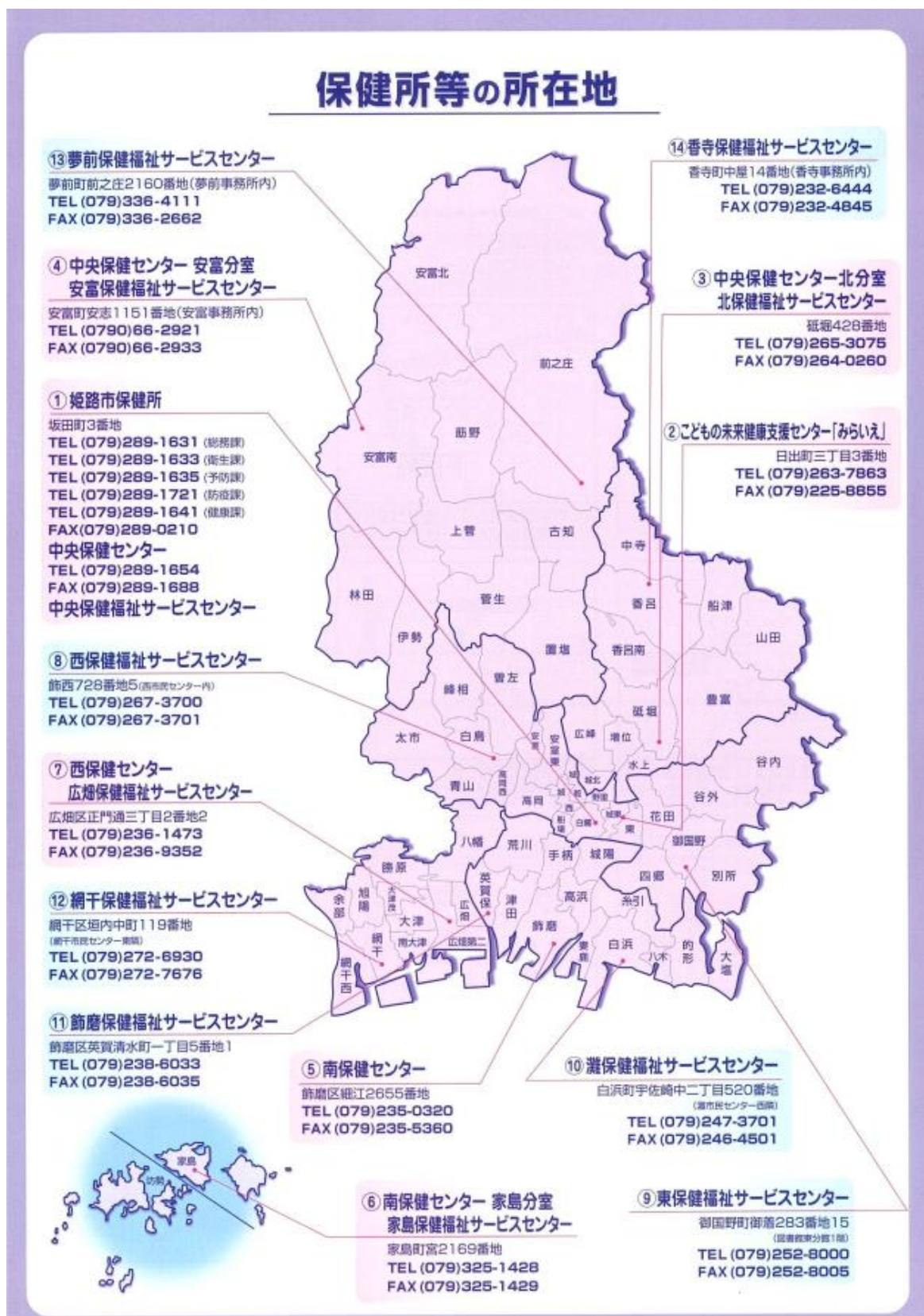
連絡先

-

-

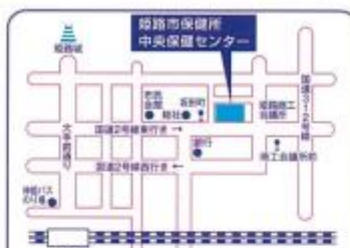


# 【巻末】 保健所等の所在地・アクセスマップ



# 保健所等の アクセス マップ

ACCESS MAP



① 松江市保健所  
中央保健センター  
中央保健福祉サービスセンター



② こどもの未来健康支援センター「みらいいせ」



③ 中央保健センター 北分室  
北保健福祉サービスセンター



④ 中央保健センター 安富分室  
安富保健福祉サービスセンター



⑤ 南保健センター



⑥ 南保健センター 家島分室  
家島保健福祉サービスセンター



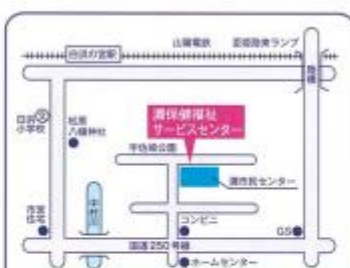
⑦ 西保健センター  
広島保健福祉サービスセンター



⑧ 西保健福祉サービスセンター



⑨ 東保健福祉サービスセンター



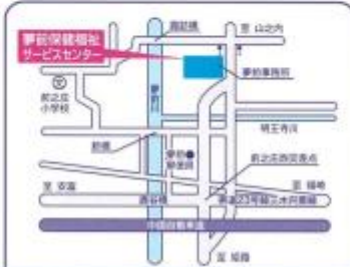
⑩ 灘保健福祉サービスセンター



⑪ 節庭保健福祉サービスセンター



⑫ 網干保健福祉サービスセンター



⑬ 夢前保健福祉サービスセンター



⑭ 香寺保健福祉サービスセンター